

迷惑駐車における自力救済の可否について

Feasibility of the Self-Help in the Nuisance Parking

豊田 正明

Masaaki Toyoda

要 旨

権利者の承諾を得ることなく他人の土地に駐車することを、一般に迷惑駐車ないしは無断駐車等という。迷惑駐車は日常的に起こりうるものであり、権利者は迷惑駐車車両につき何らかの対処をしたいと考え、法的手段に訴えることも可能である。しかしながら、手続に費やす時間、労力、費用、そして得られる結果を鑑みたとき、法的手段に訴えるには困難が多く、実際には泣き寝入りせざるを得ない状況であるといつてよい。したがって、今現在迷惑駐車されている状況を前にした場合、実力でこれを排除できないかが問題となる。これは自力救済に該当するもので、これが許されるか、どのような条件を充たす必要があるか等々、民法上並びに刑法上問題とされているところである。この点につき深く踏み込んで個別に検討している文献はほとんどなく、実務上も曖昧なままである。そこで、迷惑駐車において自力救済が認められるのか、その条件はどうか、どのような問題が生じるのか、また今後どうあるべきかにつき検討する。結論として、権利者は自力救済として必要最低限度の手段をとりうるということが認められるべきであり、この問題は、行政的な解決をもその視野に入れて検討すべきであることを主張する。

〔キーワード：迷惑駐車、放置車両、自力救済、自救行為、レッカー移動〕

1. はじめに

今日、自動車は移動手段として日常生活を営む上で欠くことのできない生活ツールである。群馬県は、自家用乗用車保有台数が一世帯当たり全国4位・一人当たり全国1位⁽¹⁾で、一家に一台というよりも一人一台の状況である。2021年3月末現在、全国における自動車の保有台数（二輪者含む）は約8,200万台⁽²⁾であり、普通自動車であれ、軽自動車であれ、自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）3条により、自動車を保有している者（保有者）⁽³⁾は自動車の保管場所を確保しなければならないことになっている。一戸建て住宅の場合には、自宅の敷地内に数台分の駐車スペースを確保している場合も見受けられる。しかし

ながら、都心部ともなるとそうはいかず、そもそも一戸建ての住宅を持つこと自体が難しい場合も多く、持ち家でない場合も多い。そのような場合にはアパートやマンションなどを賃借し、その敷地内もしくはその以外の場所において保管場所を探すことになる。群馬県のように車の保有台数が多く都市圏にはない県等では、アパート等を賃借する場合、1台分の駐車スペースがセットになっている場合（同一契約ないしは別々の契約にて⁽⁴⁾）も多い。しかしながら、大都市圏では別途駐車場を借りるという場合（アパート等から離れた場所の駐車場しかり）も少なくない。このように、保有者からすれば、駐車場を確保・利用することは日常生活において極めて重要・不可欠なことである。したがって、何らかの事情により自己の敷地ない

しは借りた駐車場等が使用できなくなった場合には、非常に困った事態となる。自分の駐車スペースが使用できないからといって、むやみやたらと路上に駐車したり、他の駐車スペースに駐車したりすると、駐車禁止違反となって行政処分を科せられたり、駐車スペース本来の使用権者に対し自己の受けた被害を転嫁したりすることになって、また新たな問題を引き起こすことになるからである。このように、自分の駐車スペースを使用できないという問題が発生した場合、それは日常生活において非常に迷惑この上ないことになり、早急に対処せざるを得ないものとなるのである。

一般的にこのような場合は、「迷惑駐車」、「無断駐車」、「違法駐車」、「不法駐車」などと呼ばれているが、論者によって用いられ方が区々であり、これという決定的ものはないように思われる。とはいえ、昨今では「迷惑駐車」を用いる例が多くなっているような感じを受けるが、「無断駐車」も依然として用いられている。本稿では、基本的に最近増えつつある「迷惑駐車」の用語を用いることにする。

具体的に述べてみよう。会社から帰宅してみたら、自宅の駐車スペースに知らない自動車が駐まっている。当該車両の中をみたら運転者はいない。付近にもそれらしき人物は見当たらない。これは明らかに無断で駐車しているものであるといえよう。運転者が車内かその付近にいれば即座に移動するよう申し向けることもできる。しかしながら、運転者がいなければそれかなわぬ。どうしたらよいものか。余分の駐車スペースは他になく、駐車するとしたら路上駐車するより他はない。

このように、自己が使用する駐車スペースに自分の与り知らぬ車両が駐車されていることがある。通常、そう頻繁に起こるものではないであろうが、工事車両であったり、宅配業者の配達車両であったり、普通の車両であったりと、それこそ、その種類は様々である。宅配業者が配達のため極短時間駐車している場合であれば、通常は少しその場で待ってればすぐに配達を終え車両を移動することになる。工事車両の場合には、業者や管理者などから事前に通知があったり、作業員がその場ないしは近辺で作業していることが多いと考えられるから、指定された別の駐車スペースに駐車できたり、すぐに移動してもらえたりするであろう。しかしながら、一般の車両ともなると、およそそのような推測は成り立ちにくい。極短時間の場合

もあるし、長時間の場合もある。果ては、放置車両の場合すらある。いずれにせよ、駐車スペースを使用できない権利者が非常な迷惑を被ることは間違いない。

とりわけ、アパートなどに住んでいたりすると、そこに併設してある駐車場には複数台駐車できるスペースがあったりするため、迷惑駐車されやすいと考えられる。繁華街の近くともなれば、それこそ日常茶飯事で見られるものであるといつてよい。人によっては、一度ならず複数回このような目に遭っている人も少なからず見受けられるところであろう。

このような場合、当該スペースに駐車する権利を有する者（所有者ないしは賃借権者、使用権、以下「権利者」と称す）としては、迷惑駐車⁽⁶⁾をしている車両（迷惑駐車車両）を移動させ、自分の車両（自車）を駐車することができるようにしたいと思うのが当然である。他に駐車スペースがあったりしてとりあえず当座は駐車することができるならば、勝手に駐車されていることは一先ずおくとしても、自車を駐車すること自体はなんとかなる。ところが、前にも述べたように、駐車スペースの場所以外に自車を駐車することが難しい場合も当然あり、そのような場合には、運転者が戻ってくるまで待つか、他に駐車できる場所を探すより他はなく、費やす必要のない労力と時間、費用等を割かなければならず、権利者からしてみれば迷惑この上ない。これがお互い様であるとして受忍限度の範囲内であるならば、それを甘受しなければならぬであろうが、これを受忍限度内と考えるのは一般的に社会通念上無理があるといわざるを得ないであろう。

そこで、迷惑駐車をされた場合において、権利者はどのような救済手段をとることができるのか、そのためにはどのような条件があるのか等々、法的手段を検討したいと考える。

本稿では、迷惑駐車概念、権利者に発生する損害、自力救済の可否、自力救済の条件、今後の課題について論じ、迷惑駐車に関する検討を行うことを目的とする。

なお、自力救済の用語は主に民法で用いられ、刑法では自救行為の用語が用いられているが、その意味するところは同じであると説明されるのが通常⁽⁶⁾である。本稿では、必要に応じて用語を使い分けて論じること⁽⁷⁾にしたい。

2. 迷惑駐車と放置車両

そもそも、迷惑駐車^⑧というのはいかなるものであろうか。これは、法律用語ではなく一般用語である。無断駐車、違法駐車、不法駐車ともいわれ、論者によってどの用語を用いるかは一様ではなく、その意味するところも曖昧なところがある^⑨。ともあれ、その意図するところは、権利者の承諾を得ることなく他人（所有者であれ使用権者であれ）が管理する土地に許可なく駐車をすることないしはその状態を指しているといつてよいであろう。

ところで、この場合における「駐車」の意味については、道路交通法（道交法）が参考となろう。道交法第2条第1項第18号において、駐車とは、「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。」と規定されている。この規定は道路上における駐車の実態であるため、そのまま迷惑駐車に当てはめることは妥当ではない。前段の部分は運転者が車中にいるか、その周辺にいることが想定されるため、迷惑駐車の場合にはおよそ当てはまらないと考えられるからである。しかしながら後段については、車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあるということはまさに迷惑駐車に当てはまるといえよう。

そうであるならば、迷惑駐車とは、権利者の承諾を得ることなく他人（所有者であれ使用権者であれ）が管理する土地（ないしは駐車スペース^⑩）上に許可なく駐車をし、当該車両の運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることないしはその状態と定義できよう。

また、迷惑駐車を広義の迷惑駐車と狭義の迷惑駐車とに分けるならば、前者は狭義の迷惑駐車と放置車両とを含むものと定義できよう。無論、本稿で主に対象とする迷惑駐車は狭義の迷惑駐車である^⑪。

では、迷惑車両と放置車両とはどう区別できるか、どう区別すべきであるか。これらを明確に区別するのは難しいが、思うに、駐車した者の主観的には迷惑駐車の場合は一時的に駐車し後ほど移動を予定している

のに対し、放置車両は一時的な駐車ではなく移動が予定されていないと考えられるのではあるまいか（結果的に放置されることもあろうが）。この一時的な駐車ではなく移動が予定されていないという場合とは、車両の所有者等が遺棄した場合および盗人などの車両に対する無権利者が遺棄した場合等、本人に車両を回収する意思がないかあるいは回収することを期待できない場合とがあろう。とはいえ、基本的には迷惑駐車も放置車両も外観的にはどちらも他人の土地（ないしは駐車スペース）に無断で車両を駐車している点では共通しているから、外観から区別するのは困難であり、一時的で移動が前提とされているかどうかを、その区別の基準とせざるを得ないと思われる。とはいえ、一般的に、公道などにおいては、放置車両につき、行政が主体となってそれを処分することが昨今行われてきており、その場合が参考となる^⑫。この場合の放置車両は、道交法51条の4に規定する「警察官に、違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がそれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの」をいう。本稿においては、公道上の駐車を対象とはしていないので、放置車両の定義をそのまま用いることは適切でないため、これも適宜修正すると、上記のようになろう。

また、これに関係する放置自動車の処分に関しては、大阪府等、各自治体において条例が制定^⑬されており、これらの条例は公共の場において放置された車両について適用がある。残念ながら私有地上の放置自動車には適用がない^⑭。しかしながら、私有地上の放置車両に対する対処方法、とりわけ処分の手続きについては、「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」に関する大阪府の説明「【参考】私有地における放置自動車の対応について」が非常に参考となる^⑮。同文書では、①警察へ相談、②警察へ確認、③簡易裁判所への提訴、④無主物の帰属による処分を説明しており、①・②に関しては後述するように取り得る手段を考慮するに当たり、迷惑駐車の場合にも参考となるものである。

3. 自力救済の可否

それでは、権利者は法律上自力により救済を行うことが許されるのか。

一般的に、自力救済とは不正に侵害された権利の救

済につき緊急の事情により法律上の保護を求めることができないため権利者の私力による救済行為をいうものとされる⁽¹⁶⁾。自力救済（自救行為）をなすうかについては、民法上および刑法上において、それぞれ不法行為の違法性阻却事由として、犯罪構成要件該当行為の違法性阻却事由として認められるかという議論が古くからなされていることは周知の通りである⁽¹⁷⁾。今日において、学説は、民法上も刑法上もこれを認めるのが通説であるといえよう⁽¹⁸⁾。

判例においては、最高裁で積極的に認めた事例は民事でも刑事でも皆無であるが、傍論ではこれを認めるような判示⁽¹⁹⁾をしており、下級審においては自力救済（自救行為）を認める裁判例も出てきている⁽²⁰⁾。

そもそも自力救済（自救行為）は原則として認められないとされている。これは、被害者に対する救済の手段を国家が独占して担うことにより、その反面として、国家によらない自力による権利実現を望ましからざるものとして否定すべきであるとしたからである⁽²¹⁾。しかしながら、この国家による救済システムも、完全無欠であるとは到底いうことはできず、国家による救済が間に合わない場合も現実存在する。それでもあえて国家による救済手段によるべきであるとするならば、實際上被害者の権利は画餅に帰し、もはや権利として空虚なものとなる。そこで、そのような場合の例外として、刑法上並びに民法上に明文をもって一定の場合には国家の救済を待つことなく自らが実力を行使することにより自己の法益を守ることを認めたものが、緊急行為としての、正当防衛（民法720条1項、刑法36条1項）であり、緊急避難（民法720条2項、刑法37条1項）である。

これら以外に緊急行為として違法性を阻却する場合を認めるのか、認めるとしたならば、どのような要件の下で認められるのかという問題の一つが、自力救済（自救行為）の問題である。したがって、正当防衛と緊急避難、そして自力救済（自救行為）の異同も問題となる。刑法上並びに民法上、正当防衛と自力救済（自救行為）の区別につき、刑法上は、侵害行為が終了した時点をもって正当防衛と自力救済とを区別する基準とするのが一般的である。これに対し、民法上は、はっきりしないという見解もある⁽²²⁾が、刑法上の基準と同様の説明をする見解⁽²³⁾もあり、この見解が有力である。ゆえに、刑法上も民法上も正当防衛と自力救済（自救行為）の区別は、侵害行為が終了した

時点と解して良さそうである。

周知のようにわが国では民法上も刑法上も、明文をもって自力救済（自救行為）が規定されていない。ドイツのように明文をもって法律上自力救済が規定されているならば、それを根拠に自力救済（自救行為）を論じることが可能である。我が国においても、かつて刑法上自力救済の規定を設ける動き⁽²⁴⁾があったことはつとに知られているところであるが、今日に至るまで明文をもって規定されていないのは前述したとおりである。自力救済に関わる規定としては、現行民法上、わずかに第233条の竹木の根の截取権が認められているのみである⁽²⁵⁾。民法上および刑法上、違法性阻却事由として自力救済（自救行為）が個別に論じられているのは、それぞれ対象としている法の目的が異なるからである⁽²⁶⁾。両方を一緒に取り扱う文献もあるが、統一的に説明するのは難しいところであろう。

確かに、ドイツのように自力救済を民法上違法性が阻却されるものとして認める場合には、刑法上も違法性が阻却されるという扱いをするならば、整合性があるといえる。ところが、明文の規定のない我が国では、解釈等で補うより他はない。この点、我が国においても、民法と刑法とを連動させて違法性阻却を認めるべきであるという見解⁽²⁷⁾が、有力に主張されている。法の目的が異なるから、無理に連動させず別々に判断すべきという見解も有力である⁽²⁸⁾。

翻って考えると、現実問題として、民法上および刑法上その両方で免責されなければ、自力救済（自救行為）の手段を講じることにつき、一般人は躊躇せざるを得ない。これは、法政策上自力救済（自救行為）を望ましからざるものであるとし、原則として認めるべきではないとする立場からは当然のことと理解されようが、国家による救済が間に合わない場合に自力救済（自救行為）を広く認めていこうとする立場からは、大問題であるということになる。本稿の立場は、迷惑駐車につき、実務上どう扱われるべきかという観点から自力救済（自救行為）を扱っているため、民法上および刑法上の両方で免責されるのはどのような場合かが重要である⁽²⁹⁾。したがって、基本的スタンスとしては、後者の見解を妥当と考えたい。とはいえ、理論的整合性も重要であり、双方の兼ね合いを計る必要がある。

そこで以下においては、まず民法上並びに刑法上で自力救済（自救行為）がどのように論じられているか

みてみよう。

民法上の自力救済につき、一般的自力救済と占有による自力救済とに分ける立場が通説的見解であるとされる⁽³⁰⁾。これに対し、占有による自力救済を認めない見解⁽³¹⁾もある。そして、占有による自力救済については、緊急性を有しないとする見解⁽³²⁾がある。刑法上も同旨を主張する見解⁽³³⁾もあるが、占有自救の場合であっても緊急性は必要であるとする見解⁽³⁴⁾もある。補充性・法益均衡については、いずれかあるいは両方を必要とする見解⁽³⁵⁾もある。

これは、ドイツ民法等に規定されている自力救済の考え方をベースにしているものである。一般的自力救済が認められる要件として、①緊急性、②相当性が必要とされる⁽³⁶⁾。民事法上、刑事法上いずれにおいても①事態の緊急性、②手段の相当性、③利益衡量を一応の枠組として総合的に判断されるとする見解⁽³⁷⁾もある。これらの要件が備わっている場合の他、一部では補充性ないしは法益均衡が必要であるとする見解もある。

自力救済の目的としては、請求権⁽³⁸⁾、権利の保全⁽³⁹⁾、法律上保護に値する利益⁽⁴⁰⁾等々、論者により様々説明され、その内容が異なっていることが指摘されている。これは、自力救済をどのように考えるかということと密接に関わっている。裁判例に現れた例を個々にみたとき、そこで対象とされているのは様々な権利と考えるであろう⁽⁴¹⁾し、ドイツ法の影響を受けた場合には権利の保全、訴訟制度の間隙を受けるためと考えるならば被保全利益（後の裁判手続が必要）となるように思われる。民法上は不法行為の、刑法上は違法性阻却事由として処罰すべきか否かの目的に関係するため、民法では不法行為による損害賠償責任を認めるに値しないかどうか、刑法では処罰するに値しないかどうかを判断することになるため、別々の観点から考慮されるのは致し方ないところである。前述したように民法上適法とされているものを刑法上考慮しないというのは妥当でないとの指摘があるが、民法と刑法とではその目的とするところは異なっており、互いが影響し合うことは否定できないにしろ、価値判断が別異になってしまうことは当然であるといえる。ただ、民法で自力救済が認められた場合、民法と刑法の違いからして、より認められやすい民法で自力救済が認められるならば、適法行為として刑法上も自救行為として認められると解して良いと思われる。

民法上、緊急性としては、官憲の救済を受けるいとまのないことないしは、官憲の救済を受けることで権利実現の可能性が不可能ないしは著しく困難になることを意味し、相当性としては、手段・方法が相当であり、公序良俗に反しない場合とされている。この点については刑法上の緊急性の要件とさほど違いはないと考えられるため、検討は後述する。

判例上、自力救済が認められる場合は多岐⁽⁴²⁾にわたり、それらを統一的に説明するにはそれぞれ不十分であり、民法上の自力救済が不法行為上の違法性を阻却するという点からすれば、法律上保護に値する利益と目的を解するのが妥当であり、実務的にもまた制度的な整合性の観点からも、そこまで範囲を広げてよいのではなかろうか。

これに対し、占有の自力救済にあつては、一般的自力救済と異なり、緊急性は必要ないと解するのが一般的である⁽⁴³⁾とされている。その理由につき、占有は権利の本質からこれが導き出されると説明する。すなわち、占有権は事実をそのまま法的に認めて効力を与えているのであるから、事実に対する侵害には事実をもって対処できるのであつて、それをまた事実として法的にも承認すべきであるとの趣旨であると思われる。仮の権利であるところの占有権は、本権である所有権などの権利とは異なるという点が重視されているのであろう。これに対し、占有権のみが特別扱いされる必要も理由もないとして占有による自力救済を不要であるとする見解もある。しかしながら昨今では後述するように、刑法上の自救行為についても、民法と同様に、一般的自救行為と占有による自救行為とに分けて考えるべきであるという見解が有力⁽⁴⁴⁾である。

刑法上の自救行為にあつては、一般的自救行為については、多数の学説でこれを認めようとする⁽⁴⁵⁾。この点では民法と方向を一にするが、とりわけその差異が顕著に現れるのは占有自救を認めるか否かという点である。この占有自救は、占有に基づく自力救済にあつては、一般的自力救済とは異なり、緊急性を要件としないとし、その論拠は民法と同様である。民法学説においては占有自力救済を肯定するのが通説⁽⁴⁶⁾であるとされているのに対し、刑法学説では、占有自救の特殊性を認めず、一般的自力救済だけで十分であり、占有自救を認めない見解⁽⁴⁷⁾が有力であるところ、これを一般自救に含んだり、正当防衛を認めたりすることなどで解決すべきであるとするのが多数説で

あろうか。

なお、一般自救において、どのような実力の行使が認められるかにつき論者により一致が見られないとする見解⁽⁴⁸⁾があり、自力救済に関する判例が量的・質的に少ないとも指摘している⁽⁴⁹⁾。

ともあれ、一般自救においては、①緊急性と②相当性を必要とするというのが大多数であるといつてよい。これに対し、さらに加えて相当性や法益均衡を必要とする見解があるところ、支配的な見解はないようである。詳しくみてみると、①緊急性⁽⁵⁰⁾、②必要性、③補充性・法益均衡性であるとされたり、①正当な権利に対する行為者による不正な侵害⁽⁵¹⁾、②緊急性、③必要性・相当性とされたりしているが、通説的見解ないしは支配的見解については必ずしも明らかでないとされているようである⁽⁵²⁾。

これらの要件を、実務上救済を認められるためにどのように解すべきかを念頭において、迷惑駐車の場合に当てはめてみよう。

緊急性⁽⁵³⁾の要件については、刑法上国家機関の救済を求める暇がない場合で足りるとする立場⁽⁵⁴⁾と、それに加えて直ちに自力による救済をしなければ権利の実現が事実上不可能ないしは著しく困難になる事情が存在することが必要であるとする立場⁽⁵⁵⁾があるところ、実質的には相違がないとする見解⁽⁵⁶⁾もあり、そうであるとするならば、国家機関の救済を求める暇がないという事実だけで足りると考えられる⁽⁵⁷⁾。

迷惑駐車の場合、今現在駐車することができないということは、いつ駐車することができるようになるかわからない状況でもあり、民事不介入として警察が強制的排除を行ってくれるわけでもなく、権利者は即座に占有を回復するのであれば、このような権利侵害が継続し、生活上の利益が侵害され続け、被害が増大していくことになる。その間、権利者は多大な迷惑を被らなければならず、仮処分等の請求を行ったとしても、周知のように日時を要することは明白であって、非現実的である。ゆえに運転者が戻ってくるまで待たざるを得ず、場合によっては、いつまで経っても駐車することができないということにもなりかねない。この場合、保護法益として所有権もしくは駐車場使用契約等に基づく土地使用権を根拠とした占有権が侵害されていることになる。これは駐車スペースに駐車する権利（所有権としての権能ないしは債権もしくは生活上の利益）である。とはいえ、不動産侵奪罪が認めら

れることはほぼ無いといえよう。したがって、このような場合においては、原則として自力救済（自救行為）が認められるための要件である緊急性についてはこれを具備している余地があると考えて良いと思われる。

ただし、当該駐車スペースしか使用できる場所はなく、他に駐車できるスペースや場所がない場合でなければならぬと解すべきであろう。正規に他に使用できるスペースがある場合（一時駐車用スペースなど）では、一先ずそこに駐車すれば事足りるため、後は運転者に対して不正使用の賠償を求めれば救済として十分であり、これは緊急性があるとは認められないからである。

相当性についてみてみると、レッカー移動の必要性を判断するにあたり、まずは以下の手続をふむ必要がある。そもそも、当該駐車スペースから車両を移動する場合、とりうる手段として考えられるのは、①運転者を探す、②迷惑車両の所有者等の連絡先などが判明している場合にはそこに連絡する、③駐車場を借りている場合には管理者に連絡する（といっても、結局は管理者から警察に通報することになるのが通常）か警察に通報する、④土地の所有者自身であれば警察に通報する、⑤警察に車両のナンバー照会をしてもらい、保有者等の連絡先が判明した場合には、移動してもらうよう警察から連絡してもらう、⑥弁護士に連絡して対処してもらう。①から⑤の手段⁽⁵⁸⁾を講じても保有者等に連絡が付かない場合には、通常もはやそれ以外にとりうる手段はないと考えられるため、自己でレッカー移動の手段があるなら格別、そうでないならば業者に連絡してレッカー移動してもらうということになる。ただ、レッカー移動する場合、移動先は注意する必要がある。路上であったり、他の場所であったりすると、またややこしい問題（駐車違反もしくは迷惑駐車）が発生してくることになるため、そのようなおそれがない近所の駐車場や業者自体に保管してもらう必要がある。そうでなければ相当性を欠くことになると考えられよう。

法益均衡性については、レッカー移動することにより、迷惑駐車車両の運転者が当該車両をレッカー移動されたことにより使用できなかったことがその保護法益となるところ、権利者はその間当該駐車スペースを使用できなかった不利益、その間対処するため実質的に拘束された時間・労力・場合によっては金銭的出捐

ろう。これに対し迷惑車両をレッカー移動された場合、侵害者はその間車を利用できなかったこと並びに取り戻す手段・手間・金銭の支出を要するところ、行動が制限されることについては、その時間の長短については偶発的事情であって、レッカー移動するには予見不可能なことである。また、レッカー移動された車両を使用できなかった時間もまた予見不可能なことである。そうであるならば結果として長時間になったということにつきレッカー移動する際に予見することができない以上、判断に加味できないこととなろう。そうすると、権利者が費やした時間と労力並びに心理的負担とレッカー代および保管費用と比較するということになるが、保管費用についてもその時間の長短については偶発的事情であって予見不可能なことであるから、判断に加味できないこととなろう。したがって、自力救済時に判断できるのは、権利者が費やした時間と労力並びに心理的負担とレッカー代との比較ということになる。そうであるならば、いうまでもなく前者の方が後者よりも法益が重い⁽⁶⁵⁾と判断できるだろう。

自力救済後の措置については、迷惑駐車に関しては、駐車スペースの回復を行うことにより差し当たり権利侵害が除去されることになるため、盗まれた動産を自力で回復した場合と同様に、強制執行ないしは仮処分を申請すべきであるかという事後の手続きは不要と考えられよう。これに対して不服がある場合には、相手方から訴えを提起すべき事になる⁽⁶⁶⁾。ただし、迷惑駐車したことにより、不法に当該スペースを無断で使用していた損害については、別途不法行為ないしは不当利得により、賠償を求めることができると考える。

すなわち、迷惑駐車の場合における救済につき、迷惑車両を排除することと、迷惑車両の駐車により被害を受けたこと（損害賠償）とは切り離して考える必要がある。自力救済で自力を行使できるのは前者に留まり、後者は後になって裁判により決着を付ければ済む問題であるからである。現実的には訴訟の時間・時間・結果等からして、裁判に至ることはほとんどないものと思われる⁽⁶⁷⁾。なお、車止め等を用いて交渉する場合については後述する。

また、自救行為が裁判例であまり認められないのは、被害法益が軽微で行為者と被害者との間で話し合いが付いたようなケースにおいては警察段階での微罪

処分や検察官による起訴猶予処分が活用されていることが容易に想像でき、それ故そのような状況で起訴された事案では自力救済が認められないのは当然であるとし、この微罪処分や起訴猶予処分を判断するに当たっては、今日の学説状況が一定の役割を果たしているといえるとする見解⁽⁶⁸⁾があり、迷惑駐車の場合においても同様であることは想像に難くない。

では、駐車スペースではなく駐車スペースの直近に迷惑駐車をしている場合はどうであろうか。この場合においては、駐車スペース上に迷惑駐車している場合と異なり、占有権を直接侵害しているわけではない。しかしながら、迷惑駐車により自車が駐車スペースを使用できず、生活権が侵害されていることは明らかである。この場合、自己所有の土地上であれば所有権侵害ないしは占有権侵害と認められるが、利用権を有するだけの場合には、占有権侵害と構成するには難しいところがあるため、利用権侵害ないしは生活権侵害と構成せざるを得ないように思われる。権利者は、所有権者の占有訴権ないしは物権的請求権を債権者代位で行使しようと解される余地もある。ただ、権利者自らの立場でレッカー移動を行う場合には、法益衡量がとりわけ問題となろう。しかしながら、このような場合においてもレッカー移動を行うまでの手続きは同一であり、出られないことと駐車できないことを比較するのはさほど意味があるとも思えない。迷惑駐車をする方からしてみれば、駐車スペースがあったからそこに駐車した、駐車スペースがなかったからその前に駐車した程度の差しかないからである。すなわち、駐車した方からしてみればどちらも結果の発生をそれほど意識しているとは思えず、偶々の偶然が多分に影響しているに過ぎないのである。そのように考えると、偶々の偶然で利用者側の保護に多大な差が出るのは妥当ではあるまい。したがって、両ケースともレッカー移動を認めるべきであろう。

また、迷惑駐車車両がレンタカーなどであった場合、権利者は相当な手段を用いた場合には、レンタカー会社から迷惑駐車行為者に対して損害賠償すれば足りると解すべきであろう⁽⁶⁹⁾。

4. 自力救済の方法

それでは、迷惑駐車被害に遭った場合、権利者は通常どのような手段をとりうるであろうか。前述した

ようにまずは車内およびその周辺に運転者がいなかどうか探すとともに他に駐車可能なスペースがあるかを探すことになる。これらがいないもしくはない場合には、所有者であれば自ら排除する手段をとることになり、借借人であれば貸借人に対し事情を話して排除する手段をとってもらおうことになる。その際、一時的に他の場所へ駐車し、違法駐車車両に連絡先等を記載した張り紙等をして連絡を待つことも考えられるが、トラブルになることもある⁽⁷⁰⁾。不幸中の幸いに、迷惑車両が会社等の使用する社用車である場合、車体に会社名と連絡先等を記してあることもあり、このような場合には、権利者自らが当該会社に電話して対処を依頼することもできる⁽⁷¹⁾。所有者であれば、もはや他にとりうる手段といえ、警察に通報し、警察官に現場に来てもらったうえ、車両等を確認してもらい、場合によっては車のナンバーから所有者等を割り出してもらって、当該所有者等に連絡が付けば移動してもらえらるようになる⁽⁷²⁾。とはいえ、必ずしも警察官が現場に来てくれるという保証はない。基本的に警察は民事不介入（の原則）だからである⁽⁷³⁾。実際、電話の対応だけということもあるようである⁽⁷⁴⁾。なお、借借人の場合、貸借人ないしは管理者に対して連絡したとしても、結局のところ管轄の警察に通報することになるだけで、実際には所有者の場合と同じ道をたどることになる。一般市民である権利者がとりうる手段としては、事実上ここが限界であり、ここまでの手段を講じた場合にはもはや、他に尽くすべき手段は考えられないといえよう。

それでは、現に迷惑駐車対策としてどのような手段がとりうるであろうか。大別すると、迷惑駐車を予防する場合と迷惑駐車に対処する場合とがあろう。前者は、看板等で警告をしたり、コーン等で駐車できないようにしたりする場合であり、後者は、警告書を貼ったりして単に警告をする場合、レッカー移動して当該車両を移動させる場合と、車止めなどを用い当該車両を移動できなくする場合等がある。

予防手段については、基本的に所有者であれば自己判断でこれをなしうが、権利者であれば所有者等に対応してもらおう必要がある⁽⁷⁵⁾。

逃亡を阻止するため、車止めを講じるのは、相当な手段であると解される場合、すなわち、後日損害賠償請求を行うに際し、相手方を確定するために必要不可欠と考えられる場合には原則として認められてよいよ

うに思われる⁽⁷⁶⁾。

上述したように、自力救済（自救行為）としてレッカー移動をするにあたり、一般人である権利者が行うことはほぼ考えにくい。前述したように、レッカー業者に依頼するのが通常であると考えられる。それでは、レッカー移動を依頼することは容易なことであろうか。

道交法違反として違法駐車でレッカー移動する場合には、警察が直接これを行わずに指定の業者がこれを代行することが法律上認められている（道交法第51条の2）。したがって、通常、違法駐車でレッカー移動する業者の存在が想定されているといつてよい。それでは、一般人が当該業者に連絡してレッカー移動を依頼できるであろうか。それが可能かどうかは、相手方（業者）の意向次第ということになる。警察から依頼を受けた場合には、基本的に適法行為であることが想定済みであるところ、一般人からの依頼の場合には、とりわけ自力救済（自救行為）が認められない場合だと、業者にも民事上ないしは刑事上の責任が問われかねないからである。この点につき、迷惑駐車事案においてそれを前提としてレッカー移動を引き受ける旨の広告を自社のHP上に掲載している業者も見受けられることからすると、そのような業者に依頼することが現実であるように思われる。

では、自力救済たるレッカー移動等は、権利者のみがこれ（依頼）をなしうるものであるか。これにつき、権利者のみと解する立場もあるが、自動車は家族も用いるものであること、夫婦は日常家事の範囲内においては互いに代理権を有するものと解されている（最判一小昭和44年12月18日民集第23巻12号2476頁）ことからすれば、迷惑駐車が日常生活を営む上での侵害と考えられることからすると、それを排除することも日常家事の範囲においても不可欠であると解されるから、代理人にも自力救済を認める立場からすると、配偶者も後述するように業者にレッカー移動を依頼しうると考えられよう。

それでは、それ以外の同居の家族はどうであろうか。権利者の意思に基づく限り他人の助力も可能であるという立場⁽⁷⁷⁾があることからすると、権利者の黙示の代理ないし委任を認めることは可能ではあるまいか。

次に権利者が自らレッカー移動の手段を講じることができるかということが問題となる。自力救済として

レッカー移動が認められる場合、一般人である権利者自らが車両を移動するという事は通常考えにくい。そこで、レッカー移動をしてくれる業者に依頼することになる。とはいえ、当該駐車スペースから排除すればそれでいいというものではなく、然るべき場所に保管をする必要があろう。換言すると、他人の駐車スペースに移動するとか、路上に移動するという事は、他人に自己が受けたのと同様の迷惑をかけることになって問題が生じるし、路上の場合には駐車違反等の対象になる（この場合、依頼者が責任を負うことになる）こともありうるため、近所の駐車場や業者の敷地に保管してもらうなどの措置も一緒に講じる必要がある。

なお、レッカー移動の作業中に運転者が戻ってきてそれを阻止しようとすることもありうる場所である。運転者にしてみれば自分が運転する車両の占有を取り戻すという主張になると思われるところ、この場合においては、当該運転者に正当防衛ないしは緊急避難が成立するかということが問題となる。

思うに、この場合、権利者は土地の占有を確保するための自力救済であるのに対し、運転者は当該車両の占有を取り戻すための措置であるため、交互侵奪の場合⁽⁷⁸⁾には該当しない。したがって、これに比して別個に判断する必要がある。当該車両に関してみると、業者が行うレッカー移動行為は自力救済が認められる限り「正」であり、運転者の占有回収措置は占有権等に基づいており一見「正」に見えるものの、実際にはそもそもの原因から見れば「不正」であって、緊急避難には当たらないと解すべきである。そうであるならば、正当防衛に関しても無論のこと運転者側は「不正」であるから認められないものと考え⁽⁷⁹⁾。とはいえ、運転者も占有回収の訴は可能なわけで、この場合において保管業者は当該保管車両に対して留置権を有していることになるから、レッカー移動され保管されている車両を取り戻す場合には、引き替え給付判決が下されることになる。

また、迷惑駐車をした者が正式に当該駐車スペースを使用する権限を有している場合、すなわち土地の所有者ないしは管理者からその利用を認められているときには、正対不正の関係ではなく、正対正の関係となる。なんとならば債権は排他性を有しないから、一つの駐車スペースに二つ以上の債権が成立しうるからである。この場合は、占有権の有無で決するほかなく、

どちらが先に占有権を有するに至ったかで判断せざるを得ないと思われる。

ところで、前述したように迷惑駐車車両をレッカー移動した場合、基本的に他の場所で当該車両が保管されることになるため、運転者は自車がないことにより、当該車両を使用できないこととなるだけでなく、そもそもその所在を探さなければならない。通常は車が盗難に遭ったと警察に通報することになる。この場合、権利者から迷惑駐車の情報を受けた所轄の警察に運転者からの通報も行くことになるため、内部で事情が伝達されれば詳細が伝わることになる。しかしながら、保管場所までは把握していないことも考えられるため、権利者は運転者に対してそれを知らせる手段を講じる必要がある。さもないと、運転者に対して必要以上の労力や金銭的支出をさせることになるからである。

その手段としては、当該駐車スペースに駐車した自車の窓や見やすい場所に事情（レッカー先の情報も）を説明した張り紙を貼っておくとか、少なくとも運転者が情報を得られる方法で通知する必要がある。本来であれば、警察を呼んだ段階でレッカー移動の経緯と保管先等の情報を伝え、署内で引き継ぎをしてもらうことができれば話は早いのであるが、そこまでは求められえないであろう⁽⁸⁰⁾から、利用者側が手段を講じるより他はないと思われる。被害者なのにそこまでする必要があるかという批判もあろうが、そもそも自力救済が望ましからぬ方法であり、必要最低限度の行為に留まるべきであるとするならば、権利者側にもある程度の負担を課してもさほど酷であるとはいえないように思われる。

自力救済としてレッカー移動が認められる場合、その費用に関して問題となる。前述したように、権利者自らがレッカー移動することはまずないであろうから、権利者は業者にレッカー移動と保管を依頼することになる。業者がレッカー移動と保管を行う場合には、請負と寄託の複合契約、レッカー移動と保管とが別々の業者が行う場合には、それぞれ請負と寄託が成立することとなる。その際に権利者が金銭を支払うかどうかは、ひとえに契約内容に依拠することになる。前者の場合には、保管している当該車両を引き取りに来た際、運転者が支払うことが多いであろう。後者の場合には、両方とも権利者の場合、レッカー費用は権利者・保管費用は運転者の場合、両方とも運転者

の場合が考えられよう。権利者が支払った場合には、後で運転者に対して損害賠償ないしは事務管理の費用償還請求権により、運転者に請求することになろう。なお、損害額については、レッカー費用はかかった費用全額、保管費用もかかった費用全額になると思われる。迷惑駐車をされていた時間につき、その間使用できなかったことに対する損害についても、後述するように不法行為による損害賠償ないしは迷惑駐車をするによって運転者が支出を免れた金額を不当利得返還として請求の対象となるべきものである。

レッカー移動措置を講じない場合には、迷惑駐車車両の駐車行為によってその間当該駐車スペースを利用できなかった損害が発生していることになり、当然その損害について運転者に賠償等を求めることができる。では、その損害額はどの程度ないしはどのように算定されるのであろうか。

時間貸しの駐車場の場合⁽⁸¹⁾では、無断駐車は占有権に関する侵害であり、業として駐車場を営んでいることからすれば、原則的にレッカー移動の必要性はほぼ認められず、救済されるべきは無断でその駐車スペースを利用されたことになり、その損害は当該スペースを利用した分の利用料と同視しうるものである⁽⁸²⁾。なお、ここで問題となるのは、月極駐車場の場合、当該駐車スペース以外に空きがあれば、その空きスペースに当該スペースの賃借人に対して一時的にそちらに駐車するような手段を講じることができるが、満車であった場合にはそうはいかず、この場合において、契約者がいつ駐車するかは予想できない（駐車場に管理人がいる場合、毎日状況を監視しており、おおよその時間は推測できるかも知れないが）から、自力救済としてレッカー移動も視野に入ってくることになる。

なお、ショッピングモールにおける駐車場の場合では近隣にある月極駐車場の最低額である月額15,000円を基礎にしたもの⁽⁸³⁾、会社の敷地においては1日2000円を基礎にしたもの⁽⁸⁴⁾、店舗駐車場の放置車両につき1時間当たり700円を基礎としし、これに慰謝料を求めたもの⁽⁸⁵⁾がある。なお、マンションの駐車場における迷惑駐車につき、権利者である弁護士が特定記録郵便を送って示談した例を載せているHP⁽⁸⁶⁾があるが、その合意書（案）を公開⁽⁸⁷⁾しており、文面などは参考となろう。

では、損害賠償請求権を有する権利者からすれば、

やむなく車止めを行うことは自救行為の一部として許されるのであろうか。この場合、違法駐車車両に対し、車止めなどを行って、逃走防止対策を施す場合も見受けられる⁽⁸⁸⁾。思うに、駐車違反の取り締まりにつき、実際に駐車行為を行った者を特定できず、駐車違反行為を罰することができなかったことが多かったため、車両の所有者等に対して放置車両に対する放置車両確認標章（駐車禁止違反の張り紙）による反則金納付をさせていることに鑑みれば、運転者を特定することが困難であることは明らかであるから、監視カメラ等、証拠を保全する措置を講じている場合を除き、請求権を保全するために必要な自救行為として許容されねばならないものと考え⁽⁸⁹⁾。訴訟の手間暇を鑑みると、損害賠償の交渉を行うためであれば原則として許容されよう。とはいえ、必要以上に当該車両を留置しておくことは許されず、後日訴訟を起す際に支障がない場合には速やかに解放しなければならないであろう。

また、迷惑料と称して過分に金銭を要求する場合は想定される。いわゆる、無断駐車は〇〇円を申し受けますとの看板が設置してあった場合であるが、そもそも無断駐車をするという申し込みがあったか（〇〇円支払うなら駐車してもいいですよという申し込みがあったか、相手方はそれを承諾したかと解するのが一般的か）という等が問題となるが、裁判例では、相手方がそれに気がつかなかったと認定したり、そもそもその申し込み自体を有効なものとも認めなかったりして、合意の成立に否定的であるといえよう⁽⁹⁰⁾。ただし、時間貸し駐車場における放置車両を処分したことにつき、利用約款上の措置であるとして認めた裁判例⁽⁹¹⁾があり、内容によっては、有効とされる可能性があることに注意する必要があるであろう。

これについては、刑法上、自救行為として認められる場合、多少の脅迫行為などがあっても社会通念上許される範囲内であれば、違法性が阻却されるとされている⁽⁹²⁾ところ、これにおいては、その程度が相当性を越えるかどうかなどの要件により判断されるべきであると考え。とくに、一定の金銭を支払わない場合には車止めを外さないとの申し向けは、その金額が正当額を超える場合には、もはや自救行為の範囲を超え、その部分は恐喝罪などとして処罰の対象になるといふべきである。

5. 迷惑駐車を減らす取り組み

迷惑駐車を防止する取り組みとして、前述したように市民が各々で単板を立てたりコーンを置いたりして、いわば自衛の手段を講じることは、もちろん有効な手段である。しかしながら、駐車スペースが自己の所有する土地でない場合には、単なる使用权者に過ぎず、講じる措置は必然的に制限されざるをえない。このような自衛手段だけでは決して十分であるとはいえず、それ以外にも迷惑駐車を減らす取り組みが行われるならば、その効果はさらに上がるものといえよう。

全国の市区町村において、平成2年の道交法改正以降、同年10月の東京都武蔵野市における「武蔵野市違法駐車の防止に関する条例」⁽⁹³⁾を嚆矢として、違法駐車の対策に関して一斉に条例等が制定されたのはよく知られているところであろう⁽⁹⁴⁾。それらの条例は主に路上における迷惑駐車を対象に制定されたものであるが、中には、路上だけでなくその範囲を拡大可能と思われる条例もある。

「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」は、「迷惑駐車」に「市民の日常生活又は一般交通に著しい支障を及ぼすおそれのある」場合も含めており、同条例3条が市の迷惑駐車防止に必要な施策の制定および実施の努力義務を定め、同条例5条は「市民は、迷惑駐車の防止に努める」として、市民に対して努力義務を課している。同条例6条は市長に対し迷惑駐車防止措置を講じることを命じており、2項で「迷惑駐車をしようとしている者又は現にしている者に対する助言」、3項では「その他の迷惑駐車を防止するために必要と認める措置」と規定し、これらの措置を講じることを行政の責務として認めていると解される。

同1条の目的において「道路が公共の施設として広く一般交通の用に供されることを確保し、もって市民が安全で快適に生活できる「ひとにやさしいまちづくり」の実現に資すること」が挙げられており、本条例が道路を対象にしているところは、他の条例と同様である。

ただ、道交法上にいうところの「道路」は、「たとえ、私有地であつても、不特定の人や車が自由に通行できる状態になつている場所は、同法上の道路であると解すべきである」との判例⁽⁹⁵⁾が示すとおり、私有地上でも不特定人や車が通行できる場所は道路と解されているのであり、そのような条件を充たす限りは同

条例の目的範囲内と解することが可能ではないだろうか。そう解することができるならば、行政に対して迷惑駐車がされたことにつき、同条例6条2項・3項の措置を求めることができることとなろう。なお、同条は「迷惑駐車防止のため」と規定しながら同条2項では「現にしている者」に対しても助言措置を講じると規定しており、そこからは防止だけではなくその排除をも目的としていることが読み取れる。したがって、私有地上であっても「道路」に該当するならば、解釈上、行政は「助言」を行うことが可能であると考えられるのではあるまいか。実際にはそこまで想定して規定されているとは考えにくいだが、そのように解釈することにより、市民に対する行政サービスの一環として、迷惑駐車の被害者救済措置を行ってもよいのではないかと思われる。とはいえ、実際問題としては、市区町村が24時間体制でこのような苦情を受け付けるといことは困難であろうし、受け付けても夜間などでは対処は困難であろうから、一般市民に対する生活の安全等を計るべき警察において対処することが望ましい。住民トラブルに警察が呼ばれることは日常茶飯事である。民事不介入であるとはいえ、まったく関与しないということはない。現に警察も民事に対して以前よりは関与しているという指摘もある。

同条例10条1項では、「市長は、第6条に規定する措置を講ずる場合において必要があると認めるときは、大阪府公安委員会、関係警察署長その他関係行政機関に対し、協力を要請するもの」として、「助言」の協力を警察に要請することができるかと解される。同条2項においては6条以外の「迷惑駐車の防止に関し必要があると認めるとき」も同様である。

これらの条項を積極的に活用することで、警察に対し、積極的に迷惑駐車に対して関与する根拠を与えることができるようになり、民事不介入の原則に対する例外を認める根拠ともなりうると思われる。

とはいえ、これらの規定だけではあくまで「助言」を行うだけに留まり、それ以上の措置を講じることは無論不可能である。そこで思うに、さらに一歩進めて駐車違反における場合と同様に取り締まりとして警察に対しレッカー移動を行う権限を付与ないしは関与を認めることはできないものであろうか。

この点につき、いわゆる迷惑防止条例が参考になると思われる。迷惑防止条例は1962年に東京都で制定されたのを嚆矢として、その後広まっていったのは周知

の通りである。当初は粗暴行為の防止に重点が置かれていたが、現在では都道府県や市町村により若干内容は異なるも、その内容は拡大されており、様々な行為がそれに含まれるようになってきている。迷惑防止条例は親告罪ではないため、迷惑駐車行為がそこまで「公衆に著しく迷惑をかける」行為かどうかには疑問なしとはなし得ないが、注意しても何度も迷惑駐車を繰り返すようなあまりにも悪質な場合には、その適用による取り締まりも視野に入れても良いのではないだろうか⁽⁹⁶⁾。そうしないと、迷惑駐車を繰り返す者には対処ができないように思われる。駐車違反の場合と同様に、一定回数迷惑駐車を行った場合、一定期間その車両の使用を認めないか、場合によっては道交法を改正し免許を一定期間停止する措置を考えてもよいのではないかと考える。少なくとも、その期間においてはその者による迷惑駐車はされず、運転者にサンクションを与えることもでき、そうすることで迷惑駐車の抑止につながると考える。

6. おわりに

以上検討してきたように、迷惑駐車がされた場合、権利者はとるべき手段を尽くしてもなお、迷惑駐車を移動させることができない場合には、自力救済の手段として、レッカー移動や車止めの措置を講じても、民事上並びに刑法上違法性が阻却されると解すべきである。そうでなければ、法が「不正行為者」を救い、「正当の権利者」を法的保護の埒外におくという極めて不合理な結果とならざるを得ないからである。

昨今の権利意識の高まりとともに、これまでいわば諦められていた法的救済がクローズアップされ、その救済にスポットライトが当たることもしばしば見受けられるところである。その流れからして、日常生活という人として生きていく上で根幹をなす場における救済は、何よりもまして計られなければならないものである。迷惑防止条例等、行政が積極的に関与し、行政サービスの一環として善良なる市民の生活を守ることにもまたその責務の一端であると考えられる。このように解することで、人として快適に生活することも人権擁護の一端といえよう。

本来であれば、迷惑駐車を減らすため、公設駐車場を増やしたり、公道上に駐車スペースを増やしたりすることが必須であるところ、周知のように国土、とり

わけ平地が少ない我が国においてはそれも限界があるし、到底満足できるような状況になるとも思えない。そうである限りにおいて、自己の生活権を守るため、一定の要件を充たした自力救済に訴えることを認めることは必要不可欠であると考えられる。そのためにも、迷惑駐車において自力救済が認められる判断基準を定立し、周知することで、却って迷惑駐車をする者に対する警告ともなろう。

他人に迷惑をかけるような運転者は、そもそも車社会において車を運行させる利益を享受すべきではない。交通手段としての利便性を受けるべき車両をそのように用いることは濫用ともいえる行為であって、ある意味権利の濫用であるともいえる。昨今のあおり運転の厳罰化の流れをみてもわかるように、他人に対して危害を加えたりすることがクローズアップされ、法的に対処するに至っている。前述したように、迷惑駐車から発生したトラブルがニュース等で取り上げられ、世間から注目を浴びるようになると、SNS上で取り上げられたりして急激に情報が拡散され、一気に社会問題にもなる。こうなると国としてももはや重い腰を上げざるを得ず、立法的解決へと進むことになる。このような流れを鑑みると、迷惑駐車に関する問題もいずれは立法的な解決が図られるようになるのではないだろうか。

迷惑駐車をした場合には、近くの駐車場に駐車するよりも何倍ものコストを要することになる。迷惑防止条例の適用が可能となれば取り締まりの対象ともなる。場合によっては、ちょっとしたことが後々多大な不利益を被ることになりかねない。それらが周知されることにより、迷惑駐車が少しでも減少し、善良なる市民の生活が守られるようになることを願ってやまない。

文献

- (1) (一財)自検協「都道府県別の自家用乗用車の普及状況」(軽自動車を含む、平成31年3月末現在)([https://www.airia.or.jp/publish/file/r5c6pv00000ogzo-att/\(6\).pdf](https://www.airia.or.jp/publish/file/r5c6pv00000ogzo-att/(6).pdf)) (閲覧日、2021.9.23)
- (2) (一社)日本自動車整備振興会連合会「自動車保有台数の推移(令和3年3月末まで)」(<https://www.jaspa.or.jp/Portals/0/resources/jaspahp/member/data/pdf/hoyuu-suii2021.pdf>) (閲覧日、2021.9.23)
- (3) 保有者には、所有者と使用者が含まれる。
- (4) 駐車場契約につき、「駐車場を目的とした土地の賃貸借契約である」とする裁判例として、大阪高判昭和62年1月9日『判

例タイムズ』、第644号、133pがある。

- (5) 法律用語としては、道路交通法上「違法駐車」の文言が用いられている(道交法51条、同51条の4等)。用語辞典等では、迷惑駐車、無断駐車、違法駐車、不法駐車等の用語は、独立した項目で説明されることはあまりなく、インターネット上でも様々なサイトにおいて様々な記述が見られるところ、迷惑駐車、無断駐車、違法駐車等の用語が乱立しており、用語として統一されていないことは一目瞭然である。

D-1Law や判例秘書等で検索をかけると無断駐車等の用語が用いられている裁判例が若干ある感じである。

- (6) 小林「自力救済」10p、山川「自力救済(自救行為)と犯罪」140p、高橋「自力救済」68p他。
- (7) 自力救済と自救行為の用語につき、同一のものであるから用語にこだわる必要がないとするものとして、前掲注(6)小林「自力救済」10pがある。
- (8) 迷惑駐車等の用語を論文で用いているものとして、中村「自救行為の諸問題について」123p。
- (9) 路上駐車を迷惑駐車としているものとして、埼玉県警のポスターがある。<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/documents/766/yameyoumeiwakutyusya.pdf> (閲覧日、2021.9.12)

「福岡市迷惑駐車等の防止に関する条例」では、その2条3項において「迷惑駐車」の定義を規定しているが、これは主に道路上の車両を対象にしている(https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000137.html) (閲覧日、2021.9.19)。

「射水市迷惑駐車等の防止に関する条例」では、その2条2項において「迷惑駐車」の用語の定義を規定しているが、これは主に道路上の車両を対象にしている(https://www1.g-reiki.net/imizu/reiki_honbun/r311RG00000822.html) (閲覧日、2021.9.19)。

これらに対し、「大阪市迷惑駐車等の防止に関する条例」では、その2条2項において「迷惑駐車」の用語の定義を規定しているが、「市民の日常生活又は一般交通に著しい支障を及ぼすおそれのある自動車の駐車をいう」として、市民の日常生活に著しい使用を及ぼすような駐車も対象としている点で非常に画期的である。

- (10) 立体駐車場などの場合には、建物の屋上の場合とかもありうる。
- (11) 必要に応じて放置車両も取り扱うことにする。
- (12) 神吉宣孝「行政サービス部門：No.20 断行の仮処分による放置車両の撤去について」(<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/happyou/theses/2013/pdf06/20.pdf>) (閲覧日、2021.9.23)
- (13) 「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」(https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001231.html) (閲覧日、2021.9.3)、「前橋市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例」(https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00000419.html) (閲覧日、2021.9.3)
- (14) 大阪府の条例における適用につき、「【参考】私有地における放置自動車の対応について」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/13390/00000000/privatesite.pdf>) (閲覧日、2021.9.19)では、「個人の駐車場や空き地(私有地)で自動車が放置された場合には条例は適用されません」と注意喚起をしている。なお、廃自動車の認定については、以下を参照。
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/13390/00000000/criteria.pdf>) (閲覧日、2021.9.3)

- (15) 「【参考】私有地における放置自動車の対応について」参照。
なお、放置車両に対する自力救済を扱うものとして、鎌野「妨害者不明の場合の妨害と排除」がある。
- (16) 小野村『刑法に於ける自力救済の研究』255p他。
- (17) 自力救済ないしは自救行為に関する文献につき、歴史的かつ比較法的な研究として、明石『自力救済の研究』および前掲注(16)小野村『刑法に於ける自力救済の研究』を挙げることができよう。両書とも50年以上前に書かれた大著であり、今日においても非常に参考となるものである。我が国に関する記述は両書ともさほど多いとはいえず、その点が残念ではある。また、自力救済の判例研究としては、明石『総合判例研究叢書』があるが、これも50年以上前のものであり、当時の判例の動向につき参考となる。なお、占有訴権と自力救済における立法過程の経緯につき、石井「占有訴権と自力救済」pp.551-559参照。
- (18) 前掲注(6)高橋「自力救済」74pは、「現在、民法学を中心に民法学者の関心は、後に述べるように、自力救済を認めるか認めないかという総論は卒業して、どのようなタイプの紛争の場合に、どのような要件の下に自力救済を認めるかという、個別化・類型化の各論に向けられているように思われる」とする。
- (19) 最判昭和24年5月18日『最高裁判所刑事判例集』、第3巻、第6号、772p、最判昭和40年12月7日『最高裁判所民事判例集』、第19巻、第9号、2101p。
- (20) 福岡高判昭和45年2月14日『高等裁判所刑事判例集』、第23巻、第1号、156p他。
- (21) 前掲注(17)の各文献参照。
- (22) 佐伯＝道垣内「対談 民法と刑法 自力救済(2)」61pにおいて、佐伯教授は、梅田村事件に関する前掲注(17)明石『自力救済の研究』334pを引用し、「民法では正当防衛と自力救済との関係はどのように解されているのだろう、と疑問を感じた」とし、道垣内教授は「民法上の議論においては、両概念の関係が明快に語られているわけではない」とする。
- (23) 前掲注(17)明石『自力救済の研究』285pは、「正当防衛は不正の侵害の現存する間になされるが、自力救済は原則として侵害が終了して後、その被害回復のためなされる」とし、正当防衛と自力救済と画境が得する可能性を指摘する。徳本信「民法720条」中川善之助・加藤一郎編『注釈民法19債権10不法行為』§§709～724、有斐閣、1983年、334p。
- (24) 刑法改正案については、大下英希「自救行為について(二)」257p以下。判例における自救行為については、同259p以下。
- (25) それ以外にも自力救済が認められるとする見解として、前掲注(6)小林「自力救済」11pがあるが、これを広げると批判する見解(土本「自救行為(一)」6p等)もある。
- (26) 椿寿夫「自己の権利といえども自力で実現してはならない(自力救済)」23pは、民法の自力救済は刑法上の自力救済との対比検討が必要であり、両者の要件をどうみるべきかを検討すべきであるとする。
- (27) 前掲注(22)佐伯＝道垣内「対談 民法と刑法 自力救済(2)」63p。南「自力救済に関する一考察」277pは、「民法上、適法とされているものを刑法上考慮しないという姿勢は妥当ではない」とする。前掲注(6)山川「自力救済(自救行為)と犯罪」150pは、「自力救済であっても、一定の要件が満たされる場合には民法上においては不法行為成立についての違法性阻却事由となり、犯罪行為については同様に違法性が阻却されると解される」とする。
- (28) 橋爪「自救行為について(一)」182p、前掲注(27)南「自

- 力救済に関する一考察」278p 他。
- (29) 佐伯＝道垣内「対談 民法と刑法 自力救済 (1)」70p は、「自力救済を積極的に認めようとするなら、損害賠償だけでなく、刑罰からも解放する必要があるはず」とする。
- (30) 明石「自力救済とその限界」128p は、自力救済 (自救行為) につき「学説は、民法上も刑法上も、相当古くから認容説が通説である」とする。
- (31) 前掲注 (16) 小野村『刑法に於ける自力救済の研究』308p、小野村「占有侵奪と自力救済」115p、岩本「正しき権利は必ず保護さるべし」290p。
- (32) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』302p、佐伯＝道垣内『刑法と民法の対話』221p など。
- (33) 前掲注 (22) 大下「自救行為について (二)」293p。
- (34) 南「自力救済」43p は、「自救行為は本来好ましくない行為であることを考えると、占有自救の緊急性を不要とすべきではないと思われる」とする。同旨として、片岡「自力救済と犯罪の成否」(その四) 11p。
- (35) 前掲注 (30) 南「自力救済」43p は、「自救行為が正対不正の関係で問題となる以上、相当であれば足り、厳格に考えるべきではない」とする。
- (36) 米倉「自力救済」pp.15-16、前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』295p は、刑法・民法いずれの場合であっても、一般自救については、「具体的には行為の目的、その手段・方法の必要性ならびに妥当性、法益の権衡性、事情の相当性などが基準とされなければならない。この点は刑法と民法とにおいて差異はないであろう」とする。
- (37) 前掲注 (6) 高橋「自力救済」80p。
- (38) 前掲注 (30) 明石「自力救済とその限界」129p。
- (39) 前掲注 (6) 山川「自力救済 (自救行為) と犯罪」151p、片岡「自力救済と犯罪の成否 (その二)」5p。
- (40) 小野村「占有訴権・保全訴訟と緊急自力救済」29p。
- (41) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』pp.242-247、明石『総合判例研究叢書』参照。
- (42) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』242p 以下、昨今では譲渡担保権者の自力救済という問題もこれに加わっている。
- (43) 前掲注 (27) 南「自力救済に関する一考察」277p は、「民法上、占有自救については緊急性を要しないのが通説」とする。なお、前掲注 (40) 小野村「占有訴権・保全訴訟と緊急自力救済」20p は、「占有者にのみ重複して寛大条件の下に特別な自力救済を認めることには反対である」としてこれを否定する。同じく否定するものとして、前掲注 (6) 高橋「自力救済」121p。
- (44) 前掲注 (22) 大下「自救行為について (二)」294p。
- (45) 鈴木「自救行為に関する覚書」1p は、自救行為の性質または内容については、必ずしも意見の一致をみていないとする。
- (46) 明石『総合判例研究叢書』pp.8-9。
- (47) 前掲注 (27) 南「自力救済に関する一考察」278p は、「あえて、刑法上の自救行為において、占有権と他の権利を異なるものとして理解する必要はない」とする。大下「緊急性要件をめぐって」204p は、「刑法学においても一般自救と占有自救の区別は維持される必要がある」とする。土本「自救行為 (二・完)」7p は、「刑法上の自救行為の要件として、占有権と他の権利とを区別して考えることは妥当ではなからう」とする。
- (48) 前掲注 (22) 大下「自救行為について (二)」277p。前掲注 (47) 大下「緊急性要件をめぐって」185p は、自救行為につき「権利の実現から、請求権の保全まで、かなり広い範囲で、各論者の用いる用語とそれに伴う範囲が異なっているのである。その内容とするところによって、自救行為の範囲に差が出るように思われるのであるが、その点に関して議論が深まっているようには思われない。」
- (49) 前掲注 (22) 大下「自救行為について (二)」271p。
- (50) 刑法上の自救行為の要件として緊急性を緩和し、民法上占有権とそれ以外の場合を区別する必要がないとするものとして、前掲注 (23) 土本「自救行為 (一)」8p。
- (51) 前掲注 (8) 中村「自救行為の諸問題について」120p は、「犯罪構成要件に該当しない様々な民事上の不法行為等については、自救行為は許されないものというべき」とであるとする。この立場からすると、迷惑駐車における自力救済が認められない可能性があろう。
- (52) 前掲注 (8) 中村「自救行為の諸問題について」110p。同114pにおいて、中村教授は、今日代表的な学説における自救行為の成立要件は、「①権利 (法益) が不法に侵害されていること、②国家機関に救済を求めることができない緊急状況下であり、直ちに自力による救済をしなければ、権利 (法益) の回復が時事有情不可能になるか、または著しく困難になる恐れがある状態であること、③自救行為自体が相当なものでなければならず、相当性の判断にあたっては法益権衡の原則が考慮される、④自救の意思ないし目的が必要である」とされる。
- (53) 前掲注 (27) 南「自力救済に関する一考察」262p は、「場合によっては、国家機関の救済可能性を緩やかに解しても良いように思われる」とする。
- (54) 土本武司『大コンメンタール刑法第2巻 第2版』、青林書院、1999年、292p。
- (55) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』300p、大塚仁『刑法概説 (総論) 第3版補訂版』、有斐閣、2005年、411p 他。
- (56) 橋爪『正当防衛論の基礎』、有斐閣、2007年、101p。
- (57) 前掲注 (45) 鈴木「自救行為に関する覚書」12p は、その方法が社会通念上一般に忍容すべきものと認められる程度を超えない限りにおいては、「必ずしも緊急の必要があることを要しないのではなからうか」として緊急性が必要でない場合があることを述べる。
- (58) 弁護士に依頼するか否かは任意であるため、手続として要求するのは適当ではない。
- (59) 裁判例としては福岡高判昭和45年2月14日『高等裁判所刑事判例集』、第23巻、第1号、156p。
- (60) 前掲注 (27) 南「自力救済に関する一考察」pp.264-266は、正当防衛と緊急避難とを比較し、緊急避難に補充性・法益の均衡が求められるのは、防衛者が正・侵害者が正であるという関係からであって、自救行為は正当防衛と同様に防衛者が正・侵害者が不正の関係であるから、不要であるとし、法益均衡を求めるのは酷であるとする。
- (61) 高橋『違法性論の諸問題』200p、前掲注 (6) 高橋「自力救済」121p、山川「自力救済と犯罪」61p。なお、補充性につき緊急避難の「補充性」とは異なるものであるものとして、前掲注 (28) 橋爪「自救行為について (一)」pp.194-195。
- (62) 浅田和茂『刑法総論 補正版』、成文堂、2007年、265p。
- (63) 前掲注 (8) 中村「自救行為の諸問題について」121p。
- (64) 曾根威彦「自救行為と違法阻却の一般原理」72p は、補充性の原則は具体的場合に考慮されるべき事情の一つであって、それを満たさない場合が必ず違法ということにはならず、法益衡量も、自救行為の適法性を判断する際に絶対的な基準として解すべきではないとする。

- (65) 刑罰においても身体刑の方が財産刑よりも刑罰として重いというのは周知の事実である。
- (66) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』304p。
- (67) この点につき、web 上では指摘する HP も沢山あることからすると、周知の事実であるといつてよいであろう。
- (68) 前掲注 (8) 中村「自救行為の諸問題について」pp.96-67。
- (69) 前掲注 (17) 明石『自力救済の研究』302p。
- (70) 紙片をテープで貼り付けたことにつき車両が傷つけられたと抗議した旨の事実認定をしているものとして、東京地判平成10年4月14日『判例時報』、第1664号、72pがある。
- (71) しかしながら、必ずしも連絡が付くというわけではない。筆者は、工務店の車両が迷惑駐車していた際、車両のドアに会社名と電話番号が記されていたため、すぐさまその電話番号に電話をかけたところ、既に「その電話番号は使用されていません」とのことであった。
- (72) 筆者はわかっているだけでこれまで3度ほど迷惑駐車被害に遭ったことがあるが、1・2回目は同一車両であり、どちらも警察官が来て対処してくれた。3回目は上記のように社用車であったため、電話でそれらを伝えたと、警察から会社に連絡が行ったのか分からないが、家に戻っている間に移動したらしく、警察官が来ることはなく電話での対応で事なきを得た。
- (73) とはいえ、前掲注 (8) 中村「自救行為の諸問題について」117pは、「一般的な傾向としては、民事不介入、過程の問題には基本的に関与しないとしてきた警察も、徐々にではあるが、市民の身近なトラブルにも対応しようという姿勢が見られるようになってきている」とする。とはいえ、同118pでは、自力救済を広く認めるようになると「些細なことは自分で解決しろという風潮が出てくること」になり、「自救行為を行う義務のようなものまで生じてくる恐れ」がないかと危惧される。そして、同123pは自救行為を認めることで「私人間のトラブルがエスカレートし、思いがけない重大な結果を招いてしてしまうのではないかと考えられているようである。
- (74) 筆者の場合も、三度目は警察から工務店に連絡してくれたから、電話対応で事足りた。
- (75) 筆者は二度目の際に警察官から、看板を立てたりして警告したらどうかとアドバイスされたことがある。
- (76) 前掲注 (30) 明石「自力救済とその限界」128pは、「証明書や証拠物の保全も自力救済の対象となりうる」とする。自転車の例として、東京地判平成29年2月15日『LLI/DB判例秘書』、判例番号L07230994がある。
- (77) 前掲注 (16) 小野村『刑法に於ける自力救済の研究』、259p。
- (78) 交互侵奪の場合には、後に侵奪された者は占有訴権を有しないというのが判例である。東京高判昭和31年10月30日『高等裁判所民事判例集』、第9号、第10号、626p。
- (79) 前掲注 (16) 小野村『刑法に於ける自力救済の研究』294p。
- (80) とはいえ、自力救済としてレッカー移動する場合はそれほど多いとは考えられないため、盗難として通報されれば警察としても一通り調べざるを得ないであろうから、手間や時間を省くという点からすると、署内で引き継いだ方が効率的であると思われる。
- (81) 時間貸駐車場における放置車両に対する処分と損害金額につき、東京地判令和元年9月3日『ウェストロー・ジャパン』文献番号2019WLJPCA09038006がある。同裁判例では放置車両の処分が行われているが、自力救済ではなく利用約款に従った措置として認容している点が注目される。
- (82) 不法駐車の算定基礎としてその当時の駐車料相当額を基礎にするのが相応の合理性があると認めるものの、実際上駐車スペースではない場所に駐車していたことからその半額を基礎にしたものとして、東京地判平成28年6月24日『D-1Law.com判例体系』、判例ID29018874。
- (83) 東京地判平成24年11月28日『判例タイムズ』、第1399号、120p。これは放置車両事案である。
- (84) 東京地判平成16年5月21日『LLI/DB判例秘書』、判例番号L05932163。
- (85) 大阪地判平成30年7月26日『D-1Law.com判例体系』判例ID28270172。被告側は出廷していない同案である。
- (86) 三浦義隆弁護士「事務所駐車場に無断駐車されたので賠償請求してみた」おおたかの森法律事務所 (<https://otakalaw.com/uncategorized/%E4%BA%8B%E5%8B%99%E6%89%80%E9%A7%90%E8%BB%8A%E5%A0%B4%E3%81%AB%E7%84%A1%E6%96%AD%E9%A7%90%E8%BB%8A%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%81%AE%E3%81%A7%E8%B3%A0%E5%84%9F%E8%AB%8B%E6%B1%82%E3%81%97%E3%81%A6/>) (閲覧日, 2021.9.19)。
- (87) 三浦義隆弁護士「合意書(案)」(<https://www.dropbox.com/s/tpdwzh4bqecr5lz/%E2%98%85%E6%B0%8F%E5%AE%9B%20%E7%84%A1%E6%96%AD%E9%A7%90%E8%BB%8A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AE%E3%81%94%E9%80%A3%E7%B5%A1.pdf?dl=0>) (閲覧日, 2021.9.19)。
- (88) 有料駐車場において不法駐車車両に車止め(チェーンロック)をかけたものとして東京地判平成9年11月21日『判例時報』、第1647号、128p。『判例タイムズ』、第992号、157pがある。なお、この判決は自力救済などが問題となったものではない。
- (89) 大阪地判昭和40年4月23日『下級裁判所民事判例集』、第7巻、第4号、628pが参考となろう。
- (90) 東京地判平成29年10月20日『D-1Law.com判例体系』、判例ID29038026では、無断駐車5万円の張り紙に気付いておらず、そのような合意は成立していないとし、2,000円(無断駐車2分程度+交渉に約1時間)の損害金を認め、東京地判平成30年4月13日『D-1Law.com判例体系』、判例ID29048430は、商品配送のごく短時間無断駐車したに過ぎずのために50,000円の支払いは過大であるとして認めなかった。なお、Web上では、そのような合意も有効に成立する可能性があるとして述べるものがある。そして近隣の駐車料金の3倍程度なら適正ではないかとしている。ベリーベスト法律事務所立川オフィス「無断駐車への法的な対策は?トラブル回避のためにできること」(https://tachikawa.vbest.jp/columns/general_civil/g_civil_disputes/4290/) (閲覧日, 2021.9.19)。同HPは実務的な解説がなされており、非常に参考になる。
- (91) 前掲注 (73) 東京地判令和元年9月3日参照。
- (92) 最判昭和27年5月20日『最高裁判所裁判集刑事』、第64号、575p。
- (93) (<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A3ED&houcd=H402901010023&no=6&totalCount=8&fromJsp=SrMj>) (閲覧日, 2021.9.19)
- (94) 中澤見山「特集 総合的な駐車対策(特集)特集に当たって」『月刊交通』、第26巻、第4号、1995年、pp.1-3。
- (95) 最判昭和44年7月11日、裁判所HP (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/538/061538_hanrei.pdf) (閲覧日, 2021.9.19)

(96) 無論、道交法上との兼ね合いでそのような取り締まりを条例で規定することが可能なかどうかという問題もあるが、本稿ではこれ以上立ち入らない。

文献

◎著書

明石三郎『自力救済の研究』、有斐閣、1961年
明石三郎『総合判例研究叢書 民法(21) 自力救済』、有斐閣、1968年
小野村胤敏『刑法における自力救済の研究』、弘文堂、1938年
佐伯仁志＝道垣内弘人『刑法と民法の対話』、有斐閣、2001年
高橋敏雄『違法性論の諸問題』、有斐閣、1983年
橋爪 隆『正当防衛論の基礎』、有斐閣、2007年

◎論文等

○民法・刑事法

佐伯仁志＝道垣内弘人「対談 民法と刑法 自力救済(1)」『法学教室』、第233号、2000年、pp.70-79
佐伯仁志＝道垣内弘人「対談 民法と刑法 自力救済(2)」『法学教室』、第234号、2000年、pp.52-64
三宅正雄「保全訴訟雑感【第七話】実力まかり通ること」『判例タイムズ』、第69号、1957年、pp.514-516
田中英夫「70自力救済」判例百選、pp.156-157
——「86自力救済」判例百選、pp.192-193
田中英夫＝竹内昭夫「法の実現における私人の役割(三) 一日米の比較を中心として」『法学協会雑誌』、第89巻、第8号、1972年、pp.1-52

○民法

明石三郎「古代ローマにおける自力救済制限の萌芽」『岩崎教授在職三十五年記念論文集』、関西大学人文科学研究所、1958年、pp.293-322
——「ローマ法後期における自力救済」『木村教授在職三十年記念論文集』、関西大学人文科学研究所、1960年、pp.1-50
——「自力救済とその限界」『法学教室』、第5号、1962年、pp.118-128
——「自力救済と権利濫用」『権利の濫用：末川先生古希記念(上)』、有斐閣、1962年、pp.118-128
——「自力救済について」『関西大学法学会誌』、第31号、1986年、pp.1-20
——「家屋明渡と自力救済」『宮崎産業経営大学法学論集』、第2巻、第2号、1989年、pp.1-23
——「自力救済について—最近の判例を中心として—」『宮崎産業経営大学法学論集』、第4巻、第1・2号、1992年、pp.131-152
——「自力救済とその展望」『私法判例リマックス』、第7号、1993年、p.61
幾代 通「正当防衛・正当行為など(下)」『ジュリスト』、第902号、1988年、pp.97-101
石井紫郎「占有訴権と自力救済—法制史から見た日本民法典編纂史の一齣—」『法学協会雑誌』、第113巻、第4号、1996年、pp.537-562
伊藤進「盗まれた物も自力では取り戻せないか—私権実現のシステム—」『不動産セミナー』、第23巻、第5号、1992年、pp.113-115

岩本喜久子「正しき権利は必ず保護さるべし—占有における自力救済を中心に—」『法学論集』、第1巻、1991年、pp.285-303
小野村資文「私法に於ける自力救済」『近畿大学法学』、第4巻、第2号、1956年、pp.447-474

——「占有訴権・保全訴訟と緊急自力救済—いわゆる権利の実質的保護の制度としての考査—」『近畿大学法学』、第8巻、第2号、1959年、pp.1-47
——「占有侵奪と自力救済」『石田先生古稀記念論文集』、石田先生古稀記念論文集刊行会、1962年、pp.103-125
——「訴訟制度と自力救済(一) 自力救済論の基礎的視角—」『近畿大学法学』、第12巻、第1号、1963、pp.1-12
——「自力救済と損害賠償責任」『近畿大学法学』、第12巻、第2号、1963、pp.1-22
——「訴訟制度と自力救済(二) 自力救済と強制執行—」『近畿大学法学』、第12巻、第3・4号、1964、pp.1-7
鎌野邦樹「物権的請求権について—妨害排除と「自力救済」を中心に—」『高島平蔵教授古稀記念 民法学の新たな展開(高島平蔵教授古稀記念)』、成文堂、1993年、pp.119-152
——「妨害者不明の場合の妨害と排除」『半田正夫教授還暦記念論集』、法学書院、1993年、pp.123-141
神田英明「自力救済(の禁止)」『法学セミナー』、第45巻、第12号、2000年、pp.10-11
——「自力救済(の禁止)」『法学セミナー』、第47巻、第12号、2002年、p.51
菅野耕毅「自力救済」『別冊法学セミナー』、第75号、1986年、pp.28-29
鈴木清貴「民法上の正当防衛における侵害者の無過失責任の追求」『武蔵野大学政治経済研究所年報』、第16号、2018年、pp.207-223
高橋一修「自力救済」『基本法学(岩波講座)(8) 紛争』、1983年、pp.63-90
田中嗣久「不動産貸借をめぐる、いわゆる「自力救済」の問題について」『大阪経済法科大学論集』、第92号、2007年、pp.43-57
椿 寿夫「自己の権利といえども自力で実現してはならない(自力救済)」『法学教室』第152号、1993年、pp.22-23
平野義太郎「占有における自力救済」『法学志林』、第27巻、第5号、1925年、pp.33-48
安木 健「自力救済と弁護士との関与」『平成10年版 日弁連研修叢書』、第一法規出版、1999年、pp.791-800
山野目章夫「初歩からはじめる物権法【第5回】物権的請求権と占有訴権」『法学セミナー』、第787号、2020年、pp.83-88
米倉 明「「権利濫用ノ禁止」「自力救済」」『法学教室』、第16号、1982年、pp.6-21
——「自力救済」『法学教室』、第17号、1982年、pp.17-30

○刑事法

上蔦一高「19 自救行為」『別冊ジュリスト 刑法判例百選 I [第5版]』、第166号、2003年、pp.40-41
内藤 謙「自救行為(一)」『法学教室』、第30号、1983年、pp.46-52
——「自救行為(二)」『法学教室』、第31号、1983年、pp.62-68
大下英希「自救行為について(一)」『大阪市立大学法学雑誌』、第52巻、第1号、2005年、pp.18-64
——「自救行為について(二)」『大阪市立大学法学雑誌』、第52巻、第2号、2005年、pp.256-300

- 「自救行為について（三）」『大阪市立大学法学雑誌』、第52巻、第3号、2005年、pp.493-531
- 「占有自救について—緊急性要件をめぐって—」『大阪市立大学法学雑誌』、第55巻、第1号、2008年、pp.183-224
- 「自救行為と刑法における財産権の保護」『刑法雑誌』、第54巻、第2号、2015年、pp.230-252
- 片岡 聰「自力救済と犯罪の成否」『捜査研究』、第31巻、第9号、1982年、pp.25-34
- 「自力救済と犯罪の成否（その二）」『捜査研究』、第31巻、第12号、1982年、pp.1-14
- 「自力救済と犯罪の成否（その三）」『捜査研究』、第32巻、第2号、1983年、pp.1-13
- 「自力救済と犯罪の成否（その四）」『捜査研究』、第32巻、第4号、1983年、pp.1-1
- 「次の場合、自力救済は許されるか（1）」『捜査研究』、第33巻、第3号、1984年、pp.1-10
- 「次の場合、自力救済は許されるか（2）」『捜査研究』、第33巻、第4号、1984年、pp.1-10
- 小林直人「自力救済—その判例と立法について—」『法律時報』、第27巻、第11号、1955年、pp.10-17
- 鈴木義男「自救行為に関する覚書」『警察学論集』、第12巻、第10号、1959年、pp.1-14
- 曾根威彦「自救行為と違法阻却の一般原理—違法阻却論研究・その三一」『早稲田法学会誌』、第24号、1974年、pp.41-76
- 高橋敏雄「自救行為」『法学教室』、第3号、1983年、pp.46-52
- 土本武司「自救行為（一）」『警察研究』、第60巻、第1号、1989年、pp.3-19
- 「自救行為（二・完）」『警察研究』、第60巻、第2号、1989年、pp.3-12
- 中村雄一「自救行為の諸問題について」『秋田法学』、第40号、2002年、pp.95-128
- 中山研一「20 自救行為」『別冊ジュリスト 刑法判例百選Ⅰ [第3版]』、第111号、1991年、pp.44-45
- 南 由介「20 自救行為」『別冊ジュリスト 刑法判例百選Ⅰ [第6版]』、第189号、2008年、pp.42-43
- 「自力救済に関する一考察」『慶應の法律学 刑事法—慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集—』、慶應義塾大学法学部、2008年、pp.255-280
- 橋爪 隆「自救行為について（一）」『神戸法学雑誌』、第54巻、第4号、2005年、pp.175-199
- 山川一陽「自力救済と犯罪（1）」『捜査研究』、第47巻、第7号、1998年、pp.77-85
- 「自力救済と犯罪（2）」『捜査研究』、第47巻、第9号、1998年、pp.59-65
- 「民事と交錯する刑事事件解説（第7回）自力救済（自救行為）と犯罪」『警察学論集』、第63巻、第10号、2010年、pp.140-152